

令和 元 年度 政務活動費支出整理簿

会派名 きずなクラブ

氏 名 冷水 保

項 目	研修費		支 出 内 容
費 目	旅費		
整理番号	月 日	支出額 (円)	
1	8 / 8	31,040	地方議員セミナー 旅費 (東京都千代田区) (日程、場所等は調査視察等届出書等に記載)
1-1	0 / 0	0	JR乗車券・特急券 八戸⇄東京 31,040円
2	11 / 15	31,220	慶應義塾全国議員連盟研修会 旅費 (東京都港区) (日程、場所等は調査視察等届出書等に記載)
2-1	0 / 0	0	JR乗車券・特急券 八戸⇄東京 31,220円
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
小 計		62,260	備 考
合 計		62,260	

※案分による支出の場合は、案分率等を支出内容欄に記入してください。

第3号様式（第6条、第8条関係）

令和元年7月19日

会派名 きずなクラブ  
代表者名 五戸定博様

氏名 田名部 裕美



## 調査視察等届出書

八戸市議会政務活動費の取扱いに関する要領第6条第1項の規定により、次のとおり届出します。

- 1 旅行者 田名部 裕美 議員
- 2 期間 令和元年8月8日（木）
- 3 場所 東京都千代田区
- 4 目的及び内容 地方議員セミナー  
「無償化」・規制緩和策の影響と自治体の保育・学童保育行政
- 5 支出可能額（限度額） 37,820円  
【内訳は、旅費額計算書（第4号様式）に記載のとおり】

※旅費規程によると、8月7日（水）～8日（木）1泊2日行程となるが、都合により8日（木）日帰り行程とする。

第4号様式（第6条、第8条関係）

旅 費 額 計 算 書

旅 行 日 程			旅 費 計 算 の 基 礎					
行	日	時刻	区 分	基 数	単 価	金 額	備 考	
行	8/8	八戸駅発 6:41	早見表					
き	8/8	東京駅着 9:23						
帰	8/8	東京駅発 17:20						
り	8/8	八戸駅着 20:12						
経路・滞在地  6:41 八戸駅発(はやぶさ4) 9:23 東京駅着  10:00～16:45 地方議員セミナー 「無償化」・規制緩和策の影響 と自治体の保育・学童保育行政 会場：全国町村議員会館 （東京都千代田区一番町25）  17:20 東京駅発(はやぶさ33) 20:12 八戸駅着			鉄道運賃	631.9k	9,610	17,280	八戸⇄東京（往復割引）	
			急 行 料 金	特	2	6,160	12,320	八戸⇄東京 631.9K
				急				
			特別車両 料 金		2	4,110	8,220	八戸⇄東京 631.9K
			航空運賃					
			バス運賃					
			宿泊料					
			小 計					
合 計（小計×人数）						37,820	1名	

令和元年8月21日

会派名 きずなクラブ  
代表者名 五戸定博様

氏名 田名部 裕美



### 調査視察等報告書

令和元年7月19日付けで届出した調査視察等を実施したので、八戸市議会政務活動費の取扱いに関する要領第6条第1項の規定により次のとおり報告します。

- 1 旅行者 田名部 裕美 議員
- 2 期間 令和元年8月8日（木）
- 3 場所 東京都千代田区
- 4 行程 八戸駅～JR～東京駅～JR～八戸駅
- 5 支出額 31,040円
- 6 概要 別紙のとおり



# 地方議員セミナー2019年 夏

## 「無償化」・規制緩和策の影響と自治体の保育・学童保育行政 ～保育の質をいかに守るのか～

日時 2019年8月8日(木) 11時～16時45分

場所 全国町村議員会館2階大会議室 東京都千代田区一番町25

参加者 田名部 裕美

主催 保育研究所

受講料 ¥10000

講師 逆井 直紀(保育研究所)

阿部 一美(赤ちゃんの急死を考える会・保護者)

村山 祐一(保育研究所所長)

実方 伸子(保育研究所)

木田 保男(全国学童保育連絡協議会)

## [入門講座]子ども・子育て支援新制度の基本

1980年代共働き世帯数がピークを迎え、保育所入所児童数が増加し2005年より認定こども園、幼保連携型認定こども園へと移行が始まる

\* 高齢者や障害者福祉の改革が先に進む→日本は保育に公費を使ってこなかった

OECD 平均 81.6% → 日本 45.4%

\* 保育関係者の願い

全ての子どもに、格差なく平等に豊かな保育を保障する

全体の底上げ、質の確保、向上、その実現の為には公的責任、投入公費の増大は

不可欠

\* 保育の質の確保は子どもを守る観点から必要である

### [講義 1]

## 幼児教育・保育の「無償化」と自治体の課題

#### ① 待機児童の解消(保育の量拡大)

2018年現在、待機児童数 19,895 人だが隠れ待機児童は約 7 万人。

その過半数は首都圏。東京都が全体の 3 割を占めている。

#### ② 保育士不足

資格者はいるが、保育現場に就労しない要因として保育士処遇の劣化、賃金低い、

ワークライフバランス、非正規の割合の増加がある。

#### ③ 幼児教育、保育の無償化

日本の保育料は高額な為、すべての子どもに格差なく平等に保育を保障する為

無償化は有効な策である。

④ 2019年10月から消費税増税とセットで3～5歳児の保育料のみで実施

(ア) 対象施設幼稚園は1号認定 上限 2.57万円

(イ) 認可外保育施設 2号認定 上限 3.7万円

(ウ) ベビーシッター、ベビーホテル、ファミリーサポートセンター、一時保育も対象だが、認可外に入ると待機児童にはカウントしない仕組み

(エ) 障害児の発達支援も対象となる。

⑤ 無償化の影響と問題点

(ア) 各園での保育料を設定、認可外保育施設も対象になる。

(イ) 保育所は満3歳になった後の4月からで、幼稚園は満3歳になった日から無償となる為、同じ満3歳でも公平性に欠ける。

(ウ) 実費徴収は対象外→給食食材費月¥4500は無償化の対象外

**[自治体の課題に関する報告]**

**1、子どもの命を守るー安全確保の観点から認可外施設等を「無償化」対象にする影響を考える**

○保育所に入れなかった子ども達が待機児童として認可外保育所に入っている現実

○子どもを守るためにも、認可外保育施設の指導監督強化と認可外施設に支援が必要である

○5年間は指導基準を達していない認可外も対象にすると規定しているが条例の制定により、指導監督基準を達成していない施設は排除できるが保育資格保持者は3分の1でいいのかが問われる→子どもの命を守れない

○無償化になる事で国も基準を認めた施設と誤解を招く事にはならないか。

○ベビーシッターやファミリーサポートセンターは基準がないのに無償化の対象に。

○待機児童が多い自治体でも対象施設を制限するため条例制定を目指す動き

埼玉県和光市、朝露市、世田谷区、杉並区

## 2、新たな負担

単独補助による給食食材費の無償化、軽減

\*秋田県では給食費はとらない、副食費助成

\*兵庫県(明石市、加西市、高砂市)

\*長崎県 21 市中 7 市

## 3、先行自治体の状況—単独補助や条例化など

\*6月議会—江戸川区

\*9月議会—千葉市、世田谷区、吹田市、和光市、高山市等

### <所感>

今回の保育の無償化は、待機児童問題、保育士不足の課題がある中、その部分は置き去りにされている。その一方で、幼児教育、保育無償といいながら今まで保育料に含まれていた副食費が実費負担となり、子育て世帯負担軽減の為、単独補助の支援をする自治体がでてきている。今までも各自治体で軽減措置をしていた為、浮いた財源で補助をするということである。また、安全基準を満たさない認可外保育施設が5年の軽減措置を設けて無償化の対象になったことにより保育所に入れず認可外保育施設を検討している世帯も、国で全て基準を満たしているものと勘違いするのではないか。各自治体で安全基準を満たさない施設を除外する条例制定の動きが出ている事は、大変良い事である。

各自治体で指導監督をより厳しくし、子供の安全と保育の質を守るべきである。

## [講義2]学童保育（放課後児童クラブ）の状況と課題

「国基準における職員配置基準の参酌化と自治体における状況と課題

### 1.学童保育とは、毎日の生活の場である

働く親（7－8割）を持つ小学生の放課後、長期休業日の生活を保障する施設である。→安全、安心だけでなくひとり親家庭、ネグレクト等の対応も必要とされる。

### 2.保護者にとっては子育て支援の為の施設である。

\*学童保育の基準と運営方針をより良い学童保育の生きた力に！

\*急増するもまだまだ足りない学童保育

支援の単位数は 31,265 カ所—前年比 1,978 カ所

入所児童数は 1,211,522 人—前年比 63,204 人 増の過去最高を更新

\*「従うべき基準」の参酌化で学童保育の質は確保できるのか。→専門知識の資格を持つ指導員が不在になると放課後の生活が保障されず、安全安心が確保されない

### 3.連絡協議会を作り、より良い学童保育を目指して

\*指導員や保護者の願い、学童保育の現状や課題を交流する

\*学童保育の要望を行政に働きかける

\*障害児を6年生まで保育するべき

\*指導員の処遇改善の為には父母会を作り、保護者の交流を持ちながら議会に働きかけるべきである。

\*町内会長が、校長先生、地域でまちづくりの一貫として学童保育の拡充に取り

組むべき

\*週20時間以上勤務 or 月額8,800円以上は社会保険に入るように斡旋する

#### 4.平成30年度、放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況

青森県の実施数5ヶ所→藤崎町、三戸町、田子町、新郷村、階上町

岩手県9ヶ所

#### 5.H30放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業実施状況

青森県2ヶ所→五所川原市、三沢市

岩手県10ヶ所

#### <所感>

働く保護者が増えている中で、放課後学童保育は必要不可欠である。

放課後児童支援員は、15時ごろから19時にかけて就労、長期休み中は平日の朝早くから夜遅くまでなど就労時間が大変不規則で、なり手不足でもある。児童を支援するだけでなく、親の相談にのる事もあり、働く保護者のサポートをする立場も担う支援員の質の向上も求められる。

我が八戸市では学童保育に基準がない為、質にばらつきがあり、支援員のキャリアアップ改善事業や処遇改善事業もしておらず、青森県は他地域に比べても学童保育が遅れている事がわかった。民間が参入している事もあり、しっかりとした基準を設け、保育の質同様に学童保育の質、支援員の処遇改善に取り組むべきである。

第3号様式（第6条、第8条関係）

令和元年10月21日

会派名 きずなクラブ  
代表者名 五戸定博様

氏名 三浦博司 

## 調査視察等届出書

八戸市議会政務活動費の取扱いに関する要領第6条第1項の規定により、次のとおり届出します。

- 1 旅行者 三浦博司 議員
- 2 期間 令和元年11月15日（金）
- 3 場所 東京都港区
- 4 目的及び内容 慶應義塾全国議員連盟研修会
- 5 支出可能額（限度額） 38,540円  
【内訳は、旅費額計算書（第4号様式）に記載のとおり】

第4号様式（第6条、第8条関係）

旅 費 額 計 算 書

旅 行 日 程			旅 費 計 算 の 基 礎					
行	日	時刻	区 分	基 数	単 価	金 額	備 考	
行	11/15	八戸駅発 9:05	区 分	基 数	単 価	金 額	備 考	
き	11/15	東京駅着 12:04						
帰	11/15	東京駅発 18:20	区 分	基 数	単 価	金 額	備 考	
	り	11/15						八戸駅着 21:08
経路・滞在地  9:05 八戸駅発（はやぶさ12） 12:04 東京駅着  16:00～17:00 慶應義塾全国議員連盟研修会 会場：慶應義塾大学三田キャンパス （東京都港区三田2-15-45）  18:20 東京駅発（はやぶさ35） 21:08 八戸駅着			鉄道運賃	631.9k	9,790	17,620	八戸⇄東京（往復割引）	
			急 行 料 金	特	2	6,270	12,540	八戸⇄東京 631.9K
				急				
			特別車両 料 金		2	4,190	8,380	八戸⇄東京 631.9K
			航空運賃					
			バス運賃					
			宿泊料					
小 計						38,540		
合 計（小計×人数）						38,540	1名	

令和元年12月3日

会派名 きずなクラブ  
代表者名 五戸定博様

氏名 三浦博司



### 調査視察等報告書

令和元年10月21日付けで届出した調査視察等を実施したので、八戸市議会議会政務活動費の取扱いに関する要領第6条第1項の規定により次のとおり報告します。

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 1 旅行者 | 三浦博司 議員              |
| 2 期間  | 令和元年11月15日（金）        |
| 3 場所  | 東京都港区                |
| 4 行程  | 八戸～JR～東京<br>東京～JR～八戸 |
| 5 支出額 | 31,220円              |
| 6 概要  | 別紙のとおり               |

領 収 書 等 貼 付 用 紙

項 目	研修費	費 目	旅費	整理番号	2-1
領 収 書 等 貼 付 欄					

領 収 証

2019年11月 8日

きずなクラブ 様

金 31,220円

ただし、乗車券類代  
(クレジットカードによるご利用分)として、上記金額を受領しました。

印 紙 税 申 告 納 付 に つ き 波 谷 税 務 署 承 認 済
---

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、  
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

東日本旅客鉄道株式会社  
八戸801 No.000018



※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

## 研修報告書

○研修項目：「みんなで支える地域福祉」について

○日 時：令和元年11月15日（金）16：00～17：00

○会 場：慶應義塾大学三田キャンパス南館4階会議室

○講 師：神奈川大学教授 浅野史郎氏

○内 容：

浅野史郎先生より、やまゆり園事件と障がい者の人権についてを中心に講演していただきました。

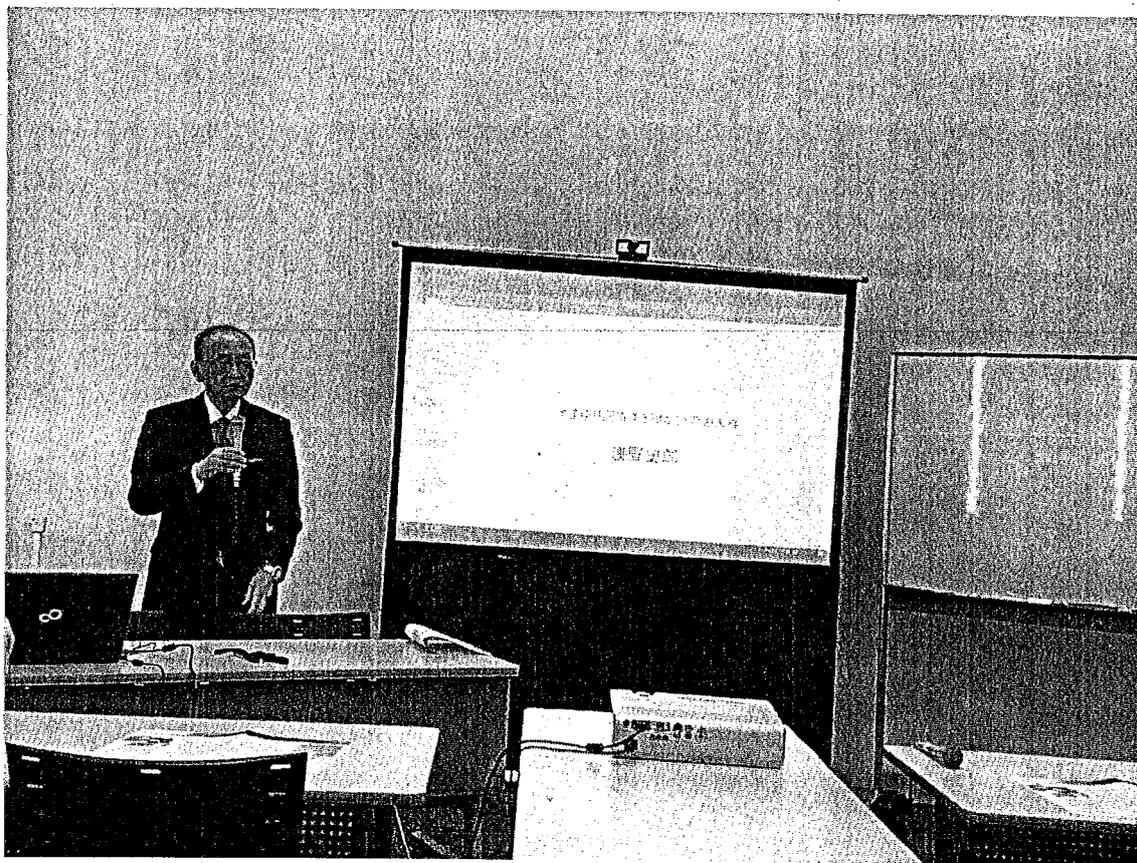
1970年（昭和45年）に、厚生省新入庁者であった当時22歳の浅野史郎先生は、重症心身障がい児施設「島田療育園」を見学しました。島田療育園で浅野先生は、「この子たちに生きていく意味はあるのだろうか？」という衝撃があったのだそうです。しかし、「昨日できなかったことが今日できる。今日できなかったことが明日できるようにするのが私たちの仕事です。」という言葉に感銘を受け、「進歩がある」ことが大事であることを感じたとのことでした。

その後、1985年（昭和60年）に、当時37歳であった浅野史郎先生は、北海道に出向した際、親や養護学校、町長から同様な福祉施設を作って欲しいと要望を受けました。しかし、本人たちの声なき声は「施設を出たい」という声が聞こえていたそうです。その時に、小山内美智子さんと出会いがありました。

小山内美智子さんは、強度の脳性まひでありながら、札幌いちご会の代表を務めていました。自立生活運動の先駆者であり、結婚をされて、息子は機能訓練士になっています。『車椅子で夜明けのコーヒー』など著書も多数、執筆されています。のちに、浅野先生の心の友、心友になる方でした。

その後、横路孝弘知事の一期目の公約である「ケア付き住宅」に携わるようになります。道営住宅です。

その時、鹿野靖明さんとの交流がありました。映画にもなった、渡辺一史さんの『こんな夜更けにバナナかよ』の主人公にもなった方で、知事公約であった、ケア付き住宅の第一号入居者でした。鹿野さんは進行性筋ジストロフィーで、23歳で施設を出て、自立生活の道を選択します。27歳でケア付き住宅の第一号入居者となり、35歳で人工呼吸器を装着し入院し、半年後、退院します。42歳でその生涯を閉じました。



「筋ジスなめんなよ。俺が人生、楽しんじゃいけないのかよ。」という鹿野さんのわがままは命がけでした。「あわれで、かわいそうな、おとなしい障がい者」の対極にある特異な人格と破天荒な言動であり、暴君・迷惑掛け放題・わがまま・凶々しいという言動は、重度障がい者が地域で生きるための自己主張でもありました。

わがままを貫いて42年の人生を生き切った方でした。鹿野さんの主張は、「生きるために、より良く生きるために、ボランティアの手を借りる」というものでした。北海道での勤務2年間で先進的な活動や魅力的な人たちに出会うことができたのだそうです。



1985年4月から1987年3月まで北海道福祉課長を務めた浅野先生は、当時37歳から39歳の2年間で北海道で福祉の現場を体験します。その後、厚生省に戻り、人事課長から「障害福祉課長をやってくれ。」と言われました。

浅野先生は、神様がいるのかと思ったと思うほど、以後、1年9カ月の間、足下に泉ありの勢いで職務に励みます。

厚生省障害福祉課長となった浅野先生は、まず、北海道福祉課長の2年間の経験から、全国から有為な人材を探します。そこで名が挙がったのが「田島良昭」でした。1987年10月、浅野先生が39歳の時でした。

田島良昭さんは、1981年に長崎県島原に「コロニー雲仙」を開設し、素麺やパン工場で作るシステムをつくり、「自立訓練棟」を運営していました。グループホームのさきがけでした。

そして、強度行動障害と呼ばれる人や罪を犯した人の受け入れをしていましたが、2007年に「コロニー雲仙」は解体となります。

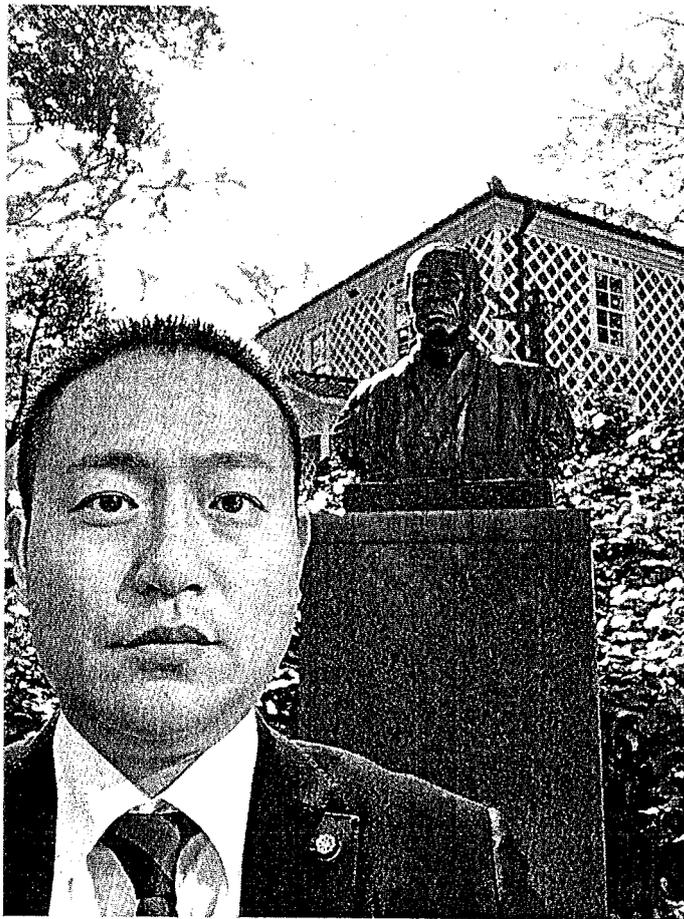
知的障がい者入所施設は、自分で入所を決める利用者はゼロであり、まるで罪もないのに無期懲役のような、そして、「今日何をしたいか、どこに行きたいか」聞かれもしない現状がありました。利用者に目標がなく、職員にも目標がない現状を何とかしたいと考えてきたのだそうです。

そして、浅野先生が宮城県知事の時の「みやぎ知的障害者施設解体宣言」につながっていきます。それは、通所施設の開設やグループホームの新設・増設、地域生活支援センターの設置など、地域移行・グループホームといった地域福祉に目を向けた動きの広がりにつながっていました。



浅野先生は、三つのことを大事にしてきました。それは、「地域」「人権」「ふつうの生活」です。グループホーム制度は、相撲で例えると十両入りの状態であり、横綱は、仕事を得て、結婚して家庭を持つことなのだそうです。

浅野先生が、厚生省障害福祉課長時代の41歳の時に、地域の受皿として、「重症心身障害者通園モデル事業」が始まりました。そして、平成25年6月に制定された障害者差別解消法について、「一人一人の障害者ごとに合理的配慮をする」という部分が大事であると言います。



障がい福祉の仕事は、「あわれで、かわいそうな障がい者に何かいいことをやってやる」という善意の仕事ではないと、「障害は、不幸ではない、不便だけ」ということを忘れず、大事にしてほしいと言います。

そうした経緯から、何故、やまゆり園事件が起きてしまったのか。それは、やまゆり園のような大規模入所施設だから起きたのだと浅野先生は

指摘します。やまゆり園での介助経験で生まれた重度障害者像があったのだとしたら、とても残念で不本意なことであると思います。

障がい者の人権とは「生きててよかった」と思える生活（人生）を送ることができる権利であると浅野先生は指摘します。

人間としての尊厳を維持する権利であり、普通の場所で、普通の暮らしをすることであり、入所施設は、普通の場所ではなく、普通の生活でもないところだと指摘します。

そして、「地域にこそ、ふつうの生活がある」と指摘します。普通の生活とはノーマル・ライフであり、まさに、ノーマライゼーションであり、どんなに重い障害があっても普通の生活を送ることができることが「人権」とであると指摘します。

地域で暮らすとは、施設での生活を拒否することであり、グループホームとは、知的障がい者の地域生活援助事業であるとのことでした。

まさに、「利用者一人ひとりの幸せの実現」がノーマライゼーションであり、障がい者福祉のあるべき姿を考えさせられる時間でした。この知見を議会活動に活かしていきます。

以上